

居宅介護支援重要事項説明書

(年 月 日)

1 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 047-440-6606 (午前9時00分～午後6時00まで)

担当 寺川大介

※ ご不明な点がございましたらお知らせください。

2 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援の指定業者番号およびサービス提供地域

事業所名	のぞみケア、サービス
所在地	千葉県船橋市三咲6-8-7
介護保険事業所番号	居宅介護支援事業 1270901786
サービスを提供する地域	船橋市・習志野市・鎌ヶ谷市

※上記以外の地域の方でも、ご相談下さい。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	備考	計
管理者	介護支援 専門員	1名	なし	男性	1名
介護支援専門員	同左	1名	なし	女性	1名

(3) 営業時間

平日	午前9時00分～午後6時00分
土・日	休業

※ その他休業日 12月29日～1月3日

電話等により24時間対応致します。

サービス利用の手引き

事項	有 無	備 考
介護支援専門員の変更	有	変更を希望される方は、お申し出下さい
調査(課題把握)の方法	有	自社方式
契約後、居宅サービスの作成 段階途中で利用者のご都合に より解約した場合の解約料	無	
利用料の変更	有	変更の場合には書面にて通知致します。

3 居宅介護支援の内容

(1) 居宅で介護を受ける要介護者等に対し、指定居宅サービスや、これに相当するサービス、その他日常生活を営むのに必要な保健医療サービスまたは福祉サービスが適切に利用できるよう中立公正の立場で支援致します。又契約時その他必要に応じて「訪問介護」「通所介護」「福祉用具貸与」「地域密着型通所介護」サービスの利用割合及び同一事業者の割合を書面で説明し同意を得るとともに「介護サービス情報公表制度」において公表します。

(2) 利用者の入退院時は医療機関と連携し、必要な支援を実施します。医療機関との連携を促進するために入院時に担当するケアマネージャーの氏名、連絡先等を入院先医療機関へ提供するようお願いします。(ケアマネージャー連絡票の活用)

(3) 利用者の心身の状況、その置かれている環境、本人又は家族の希望を勘案し利用するサービスの種類および内容、サービスを提供する事業者、利用者の生活上および健康上の課題、提供されるサービスの目標および達成時期、各サービスごとの利用日時、利用者が負担する費用、その他留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画書を作成します。利用者及びその家族は居宅サービス計画書に位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることができます。又利用者及びその家族は当該事業所を居宅サービス計画書に位置付けた理由を求めることができます。

(4) サービス提供事業者との連絡、調整、サービス提供の経過観察(モニタリング)、必要に応じたケアプランの見直し、変更等を行い、利用者の日常生活に対する助言や相談業務を行います。

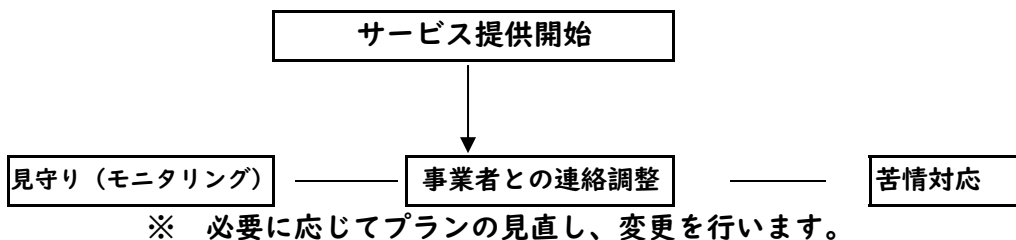
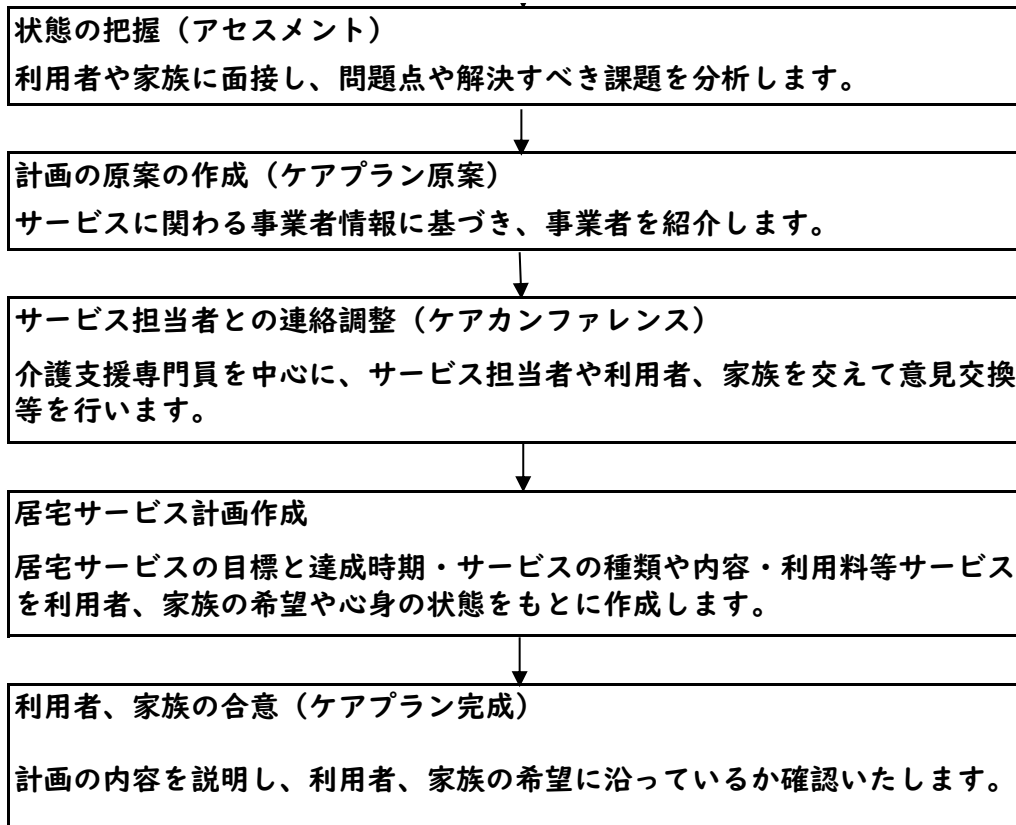
(5) 地域社会の人々と一体になって福祉活動に貢献出来るようまた、行政機関との交流を通し、市町村の福祉行政に協力し、より良い社会の発展に努めます。

(6) 利用者の人権擁護、虐待の発生及び再発防止、感染症予防及びまん延防止、身体拘束防止のために必要な措置を講じます。又感染症拡大や自然災害等非常時においても可能な限り居宅介護支援事業の早期再開や継続的な実施ができるよう業務継続計画を策定し定期的に研修や訓練、見直しを行うとともに必要に応じて変更を行います。

4 居宅介護支援の申込からサービス提供までの流れと主な内容

利用者が要介護認定を受けているか確認をし、受けていない場合は要介護認定申請の援助を行い、利用者が希望すれば申請を代行します。居宅介護支援を提供する上で事業者およびケアマネージャーが 遵守すべき事項、運営基準の省令に沿ってサービスを提供致します。





5 利用料金

(1) 種類

①利用料

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領が出来なくなった場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行致します。このサービス提供証明書を後日市町村の窓口に提出することで全額払い戻しを受けられます。

要介護	1. 2	1086単位 (11,772円) /月
要介護	3. 4. 5	1411単位 (15,295円) /月

②交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は、無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員が移動するための交通費の実費が必要です。

③解約料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

④その他

下記の実費については事前に利用者、家族と相談し、了承を得た上で請求させていただきます。

- ・申請代行時の書類作成に伴う公的機関からの証明書等にかかる費用。
- ・かかりつけの医師から診断書等を取得する費用
- ・①②以外にサービス提供に際し利用者が負担することが妥当である費用。

(2) 支払い方法

料金が発生する場合は、月末毎の精算とし翌月10日過ぎに前月分の請求をいたしますので、請求月の末日までにお支払い下さい。

お支払いいただきますと、領収書を発行致します。

お支払いの方法は、現金集金・指定口座お振込の2通りからご契約の際に選べます。

6 相談・要望・苦情等の窓口

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情は下記窓口までお申し出下さい。

※ サービス相談窓口

電話 047-440-6606

(午前9時00分～午後6時00分)

担当 寺川 大介

※ その他の相談窓口

船橋市役所介護保険課

電話 047-436-2302

千葉県国民健康保険団体連合会

電話 043-254-7428 (苦情相談専用)

年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して、契約書および本書面に
基づいて重要な事項を説明しました。

〈事業者〉	所在地	千葉県船橋市三咲6-8-7
	名 称	のぞみケア、サービス
	説明者	居宅介護支援事業所 介護支援専門員
	氏 名	印

私は、契約書および本書面により事業者から居宅介護支援について
重要な事項の説明を受けました。

〈利用者〉	住 所	
	氏 名	印

〈代理人〉	住 所	
	氏 名	印